

保健福祉課

健康増進係 (134)

開業医を目指すあなたを 支援いたします

第1弾
小児科または内科を
お待ちしております

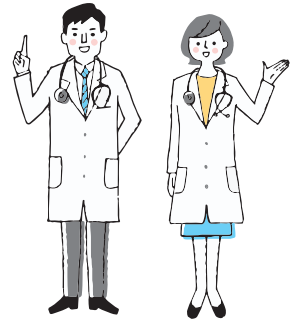


大崎町で診療所を開業しませんか？

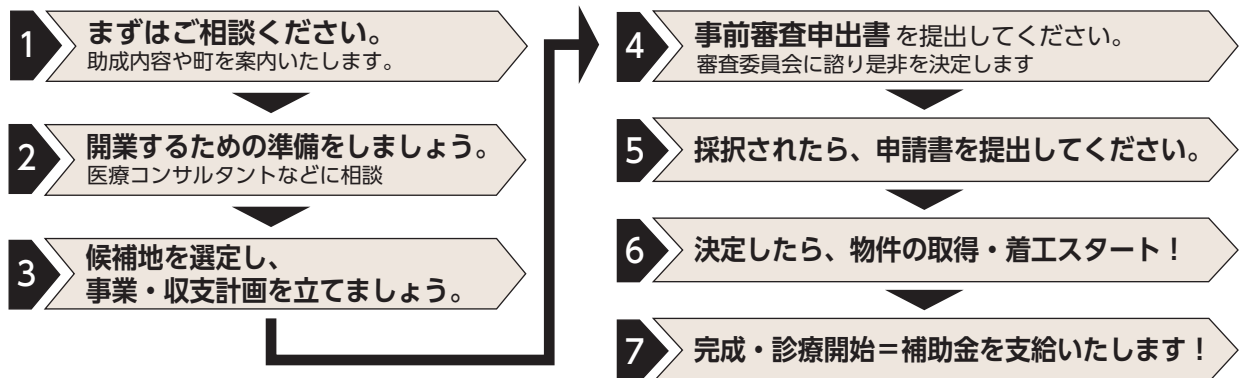
区分	要件・補助限度額	合わせて上限 = 1億円
土地取得費	補助対象経費の2/3以内	
建物建設(改修)費	ただし、建築・改修工事を町内の建設事業者が 施工する場合、100万円を加算	
医療機器購入費		
土地・建物等賃借料	50万円/月を上限に開設から5か年以内	
固定資産税	100万円/年を上限に固定資産税額を補助。 開設から5か年以内	

【対象者の要件】

- ① 地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動をおこなおうとする方
- ② 診療所を継続して10年以上開業する見込みのある方
- ③ 公益社団法人曾於医師会に加入する方
- ④ 健診や学校医など、町がおこなう事業に協力できる方
- ⑤ 町が指定する診療科名の医療をおこなう方



【助成までのステップ】



会計課

役場内の農協窓口(会計課横)の営業時間が 6月から変わります

現在、役場内の農協窓口の営業時間は、8時30分から15時までとなっておりますが、**6月3日(月)**から**9時から15時**に変更になります。

なお、今回変更になった時間帯の町税等の納付については、会計課の窓口で受付いたします。

今後とも口座振替や納付期限内のコンビニ納付・電子決済等をご利用くださるようお願いいたします。